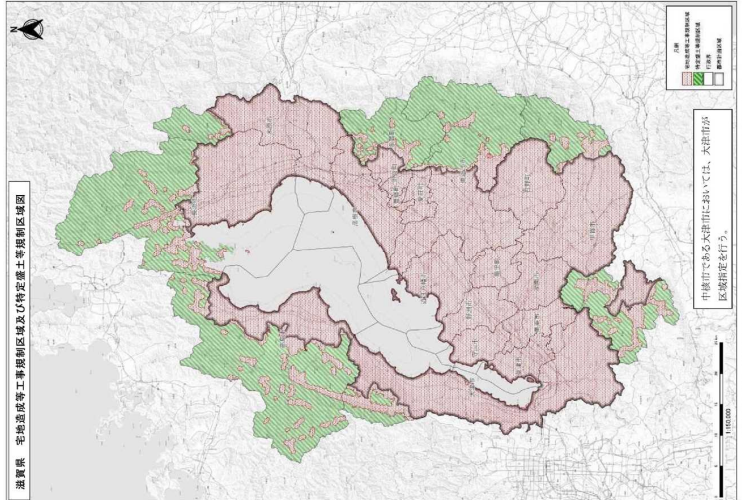


滋賀県 都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準 新旧対照表

旧	新
(4 ページ) 7 宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域指定一覧	(4 ページ) 7 宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域指定一覧 <u>(令和4年5月27日 宅地造成等規制法改正 宅地造成及び特定盛土等規制法 公布)</u> <u>(令和5年5月26日 宅地造成及び特定盛土等規制法・政省令 施行)</u>
(5 ページ) 新設	(5 ページ) 8 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」）による規制区域一覧 (滋賀県内は大津市含み令和7年4月1日より施行) 

(6 ページ)

8 用途地域等内の建物の用途制限の概要

(7 ページ)

9 滋賀県都市計画総括図（令和4年（2022年）3月現在）

(14ページ)

(2)



7.工事施行者が同じで一体に開発行為が行われる場合は、一つの開発行為とし、A + Bの敷地を開発区域とする。_____

5 前記3、4のケースで時期がずれて行われる場合

前の開発行為__完了前に次の開発行為に着手したときは一つの行為として考える。

開発行為__の完了とは、次のいずれかとする。

(6 ページ)

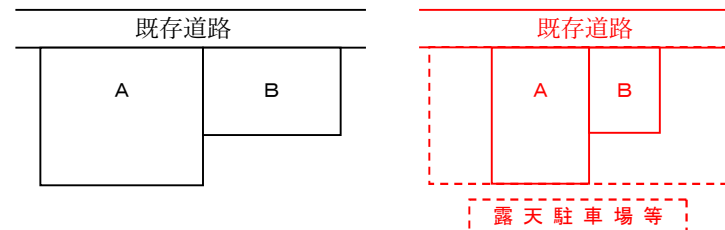
9 用途地域等内の建物の用途制限の概要

(7 ページ)

10 滋賀県都市計画総括図（令和4年（2022年）3月現在）

(14ページ)

(2)



7.工事施行者が同じで一体に開発行為が行われる場合は、一つの開発行為とし、A + Bの敷地を開発区域とする。(線引き後に露天駐車場等で造成された土地に利用目的を変更して建築物の建築等を行う場合を含む)

5 前記3、4のケースで時期がずれて行われる場合

前の開発行為等完了前に次の開発行為に着手したときは一つの行為として考える。

開発行為等の完了とは、次のいずれかとする。

(37ページ)

ア. 仮設建築物

(ア) 建築基準法第85条第2項の「工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物」をいう。ただし、仮設建築物は、当該工事期間中のみ使用するものに限る。

(イ) 建築基準法第85条第6項の「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」をいう。

ただし、1年以内の期間または特定行政庁が必要と認める期間について建築基準法第85条第5項の許可は必要である仮設建築物

(40ページ)

(3) 申請要領

- ・申請書提出先：当該町の関係課（係）
_____へ提出のこと。
- ・提出部数：3部（ただし県土木事務所案件は2部）（返却分は含まないので、必要ならば1部追加のこと）
- ・申請に必要な図書類：次ページの交付請求図書一覧による
- ・申請手数料：4,100円／件

(44ページ)

（着手届の提出）

2 この許可に基づく工事に着手する時は、工事着手届出書（別記

(37ページ)

ア. 仮設建築物

(ア) 建築基準法第85条第2項の「工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物」をいう。ただし、仮設建築物は、当該工事期間中のみ使用するものに限る。

(イ) 建築基準法第85条第6項の「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物」をいう。

ただし、1年以内の期間または特定行政庁が必要と認める期間について建築基準法第85条第7項の許可は必要である_____。

(40ページ)

(3) 申請要領

- ・申請書提出先：東近江土木事務所(日野町, 竜王町)または湖東土木事務所(愛荘町, 豊郷町, 甲良町, 多賀町)へ提出のこと。
- ・提出部数：3部（ただし県土木事務所案件は2部）（返却分は含まないので、必要ならば1部追加のこと）
- ・申請に必要な図書類：次ページの交付請求図書一覧による
- ・申請手数料：4,300円／件

(44ページ)

（着手届の提出）

2 この許可に基づく工事に着手する時は、工事着手届出書（別記

1) を町役場を経由して知事に提出すること。

9 工事の内容が当該開発行為の設計図書に適合している____が確認できるよう、

(46ページ)

(完了届の提出)

10 この許可に基づく工事を完了したときは、すみやかに町役場を経由して工事完了届出書（別記2）を知事に提出すること。

(48ページ)

【完了検査の要領】

① 検査職員は、当該申請地の申請者、設計者、工事施行者、町担当職員、県土木事務所担当職員の立会を求め検査を実施する。

なお、簡易なものおよび緊急時には検査職員を県土木事務所担当職員に依頼することができる。

② 検査は目視および、検測__により行い、埋設物等については、工事施工写真等により判断する。検査職員が工事施工写真により設計図書どおりの施工ができているかどうか判断できないものについては、次により掘削や抜き取り確認などを指示および要求することができる。

1) を_____知事に提出すること。

9 工事の内容が当該開発行為の設計図書に適合していることが確認できるよう、

(46ページ)

(完了届の提出)

10 この許可に基づく工事を完了したときは、すみやかに_____工事完了届出書（別記2）を知事に提出すること。

(48ページ)

【完了検査の要領】

① 検査職員は、当該申請地_____設計者、工事施行者、町担当職員、県土木事務所担当職員の立会を求め検査を実施する。

なお、簡易なものおよび緊急時には検査職員を県土木事務所担当職員に依頼することができる。

② 検査は目視____、検測等により行い、埋設物等については、工事施工写真等により判断する。検査職員が工事施工写真により設計図書どおりの施工ができているかどうか判断できないものについては、次により掘削や抜き取り確認などを指示および要求することができる。

(49ページ)

【提出書類】 ・完了届け

【提出書類】 ・廃止届け

新設

(50ページ)

※開発登録簿の写しの交付手数料 用紙 1 枚につき420円（令和元年10月1日現在）

(110ページ)

4 例外許可

本条第 2 項のただし書の許可の運用については、前述のとおり、本条の制限の用途地域等を指定したのと同様の効果をもたらすことを期待している趣旨にかんがみ、

(49ページ)

【提出書類】 ・完了届　

【提出書類】 ・廃止届　

【開発許可後の進行管理】

工事完了予定年月日を過ぎてなお工事完了（工事着手含む）の届出がないものについては、進行状況、工事続行の意志等について法第80条に基づき報告を求める場合がある。

開発行為を廃止する意志がありながら廃止の手続きをしない場合、または、工事完了の意志があるとしながらも、客観的にみて工事完了の意志ないし能力を欠いていると認められる場合等については、許可を取り消すことがある。

(50ページ)

※開発登録簿の写しの交付手数料 用紙 1 枚につき430円（令和7年4月1日現在）

(110ページ)

4 例外許可

本条第 2 項のただし書の許可の運用については、前述のとおり、本条の制限の用途地域等を指定したのと同様の効果をもたらすことを期待している趣旨に鑑み、

(117ページ)

	開発計画の事前審査		「滋賀県土地利用に関する 指導要綱」
審査機関	県地方機関 (土木事務所)	住宅課	県民活動生活課
市 街 化 区 域	1,000 m ² 以上～ 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上～ 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 水面にあっては、満水時 の水面面積 1,000 m ² 以上も しくは貯水量 1,000 m ³ 以上
市 街 化 調 整 区 域	法第 34 条第 11 号および 第 12 号に該当するもの	左記以外	
非 線 引 き 区 域	—	3,000 m ² 以上～ 10,000 m ² 未満	
宅地造成等規制区域	(該当区域は、大津市、長浜市およ び高島市のため、下記①によるこ と。)		
都 市 計 画 区 域 外	—		

【注意事項】

① 大津市、草津市、彦根市、守山市、米原市、長浜市、近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、栗東市、野洲市および高島市の各市域における都市計画法に基づく開発許可申請や宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可申請に係る「開発計画の事前審査」については、各市が所管する制度によること。

(117ページ)

	開発計画の事前審査		「滋賀県土地利用に関する 指導要綱」
審査機関	県地方機関 (土木事務所)	住宅課	県民活動生活課
市 街 化 区 域	1,000 m ² 以上～ 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上～ 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 水面にあっては、満水時の 水面面積 1,000 m ² 以上もし くは貯水量 1,000 m ³ 以上
市 街 化 調 整 区 域	法第34条第11号およ び	左記以外	
非 線 引 き 区 域	—	3,000 m ² 以上～ 10,000 m ² 未満	
宅地造成等工事規制区 域および特定盛土等規 制区域	【注意事項】①による		
都 市 計 画 区 域 外	—		

【注意事項】

① 大津市、草津市、彦根市、守山市、米原市、長浜市、近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、栗東市、野洲市および高島市の各市域における都市計画法に基づく開発許可申請や盛土規制法の許可申請に係る「開発計画の事前審査」については、各市が所管する制度によること。盛土規制法所管部局（住宅課（大津市、長浜市、米原市および近江八幡市を除く））から事前要件が付された場合には、事前要件協議を了したうえで本申請を行うこと。

2 他の法律との関係

(1) 宅地造成等規制法

都市計画法第29条第1項または第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した宅地造成に関する工事は、宅地造成等規制法に基づく許可を受けることは要しない。(宅地造成等規制法第8条但し書き)

(119ページ)

新設

2 他の法律との関係

(1) 盛土規制法

都市計画法第29条第1項または第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した宅地造成または特定盛土等に関する工事は、盛土規制法に基づく許可を受けることを要しない。(盛土規制法第15条第2項) 詳細については、「Ⅱ 盛土規制法みなし許可について」を参照のこと。

(119ページ)

Ⅱ 盛土規制法のみなし許可に係る取扱いについて

1 盛土規制法の許可または届出の対象となる盛土等の規模について

区域	行為	要件	イメージ図
宅地造成等 工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さ 1m超の 層を生ずるもの	
		②切土で高さ 2m超の 層を生ずるもの	
土石の堆積	一時的な	③盛土と切土を同時に、 高さ2m超の 層を生ずるもの(①、②を除く)	
		④盛土で高さ 2m超となるもの(①、②を除く)	
		⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超となるもの(①～④を除く)	
		⑥最大時に堆積する高さ 2m超かつ面積が 300㎡超となるもの	
		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超となるもの	

区域	行為	要件	イメージ図
特定盛土等 規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さ 1m超 2m超の 層を生ずるもの	
		②切土で高さ 2m超 5m超の 層を生ずるもの	
土石の堆積	一時的な	③盛土と切土を同時に、 高さ2m超 5m超の 層を生ずるもの(①、②を除く)	
		④盛土で高さ 2m超 5m超となるもの(①、②を除く)	
		⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超となるもの(①～④を除く)	
		⑥最大時に堆積する高さ 2m超 5m超かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超となるもの	
		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超となるもの	

- 「盛」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの
- 宅地造成等工事規制区域とは、市街地や集落、その周辺など、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを設定
- 特定盛土等規制区域とは、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを設定

※⑥⑦について、盛土または切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積が要件（面積）に該当する場合。

2 みなし許可とは

盛土規制法の許可対象工事のうち、都市計画法第29条第1項または第2項に規定する開発許可を受けて行われる工事は、盛土規制法による許可を受けたものとみなす（盛土規制法第15条第2項）。

この場合、盛土規制法に基づく許可申請は不要となるが、**開発許可申**

請にあっては開発の技術基準のみならず盛土規制法の技術基準にも適合する必要があるため注意すること。

また当該開発行為に係る許可後の手続き及び規制についても、中間検査、定期報告および標識掲示等については、別途盛土規制法に係る手続き等が必要となるため注意すること。

なお、都市計画法第34条の2に規定する開発許可における協議の成立（国の機関等が行う開発行為で、当該国の機関等と知事（開発許可権者）が、盛土規制法におけるみなし許可になる場合については以下のとおり。

- ・市が事業主体となる場合

開発・盛土規制法の両方の許可権限を有する市どうしである場合に限り、開発許可の協議の成立が、盛土規制法のみなし許可に該当する。

- ・国、県が事業主体となる場合

開発許可の協議の成立が、盛土規制法のみなし許可に該当する。

(120ページ)

新設

(120ページ)

3 みなし許可に適用される盛土規制法の規定について

盛土規制法の規制内容	条項	適用	備考
住民への周知	第 11 条・第 29 条	—	都市計画法の規定に従う
土地所有者の同意	第 12 条・第 30 条	—	都市計画法の規定に従う
資力信用等	第 12 条・第 30 条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準 (設計者資格含む)	第 13 条・第 31 条	適用	みなし許可にあつては開発の技術基準および盛土規制法の技術基準の両方に適合すること(都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号)
許可証の交付(不許可の通知)	第 14 条・第 33 条	—	都市計画法の規定に従う
変更許可	第 16 条・第 35 条	—	都市計画法の規定に従う ※1
完了検査	第 17 条・第 36 条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	第 18 条・第 37 条	適用	
定期の報告	第 19 条・第 38 条	適用	
監督処分、罰則規定	第 20 条・第 39 条	適用	都市計画法に基づくほか、盛土規制法に基づく是正措置や罰則規定も適用される
標識の掲示	第 49 条	適用	都市計画法に基づく標識と併設することも可

※1：当初開発許可で盛土規制法の許可対象規模に該当せず、盛土規制法のみなし許可と扱われなかった工事が、その後の変更により、許可対象規模に該当した場合は、都市計画法の変更許可申請と同時に、新たに盛土規制法の許可を受ける必要がある。

4 各規程の適用対象について

(1) 中間検査 ： 特定の規模(※2)に該当するもののうち『特定工程』が含まれる場合。

特定工程 … 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排

水施設を設置する工事の工程。（暗渠排水管等を敷設する工事の工程）

- (2) 定期の報告　： 特定の規模(※2)に該当する場合、および土石の堆積にあつては「最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超」または「最大時に堆積する面積が3,000㎡超」となる場合。
- (3) 標識の掲示　： 盛土規制法の許可・届出対象規模に該当する場合。
- (4) 設計者資格　： 「高さが5 mを超える擁壁を設置する場合」または「盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地において排水施設を設置する場合」に該当する場合。

※2：特定の規模

- ・ 特定盛土等規制区域においては「許可が必要な工事すべて」
 - ・ 宅地造成工事規制区域においては許可が必要な工事のうち以下に該当するもの
- ① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの
 - ② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの
 - ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）
 - ④ 盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）
 - ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く）

5 盛土規制法の所管部局について

市町区域	所管部局	備考
大津市	大津市	中核市
近江八幡市	近江八幡市(告示で規定する区域(山間部)※3においては、みなし許可に係るものに限る)	R7.4.1 一部権限移譲
長浜市、米原市	長浜市、米原市(みなし許可に係るものに限る)	R7.4.1 一部権限移譲
上記以外の区域	滋賀県	各市開発許可事前申請においては住宅課からの事前要件を付す

※3：区域図は、住宅課および近江八幡市にて確認（県HPでも公開）

6 盛土規制法に係る許可基準および資料の掲載場所について

「盛土規制法に基づく許可基準」

URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/339775.html>

「盛土規制法 様式等のダウンロード」

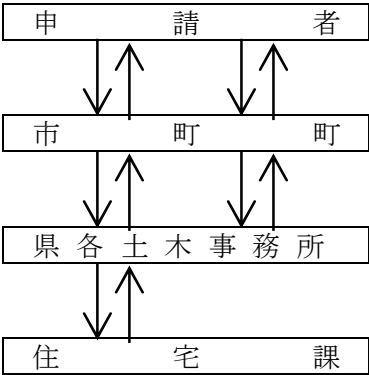
URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/341078.html>

「盛土規制法に係る資料について」

URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/339774.html>

(122ページ)

図 8 - 1 開発計画の事前審査のフローチャート



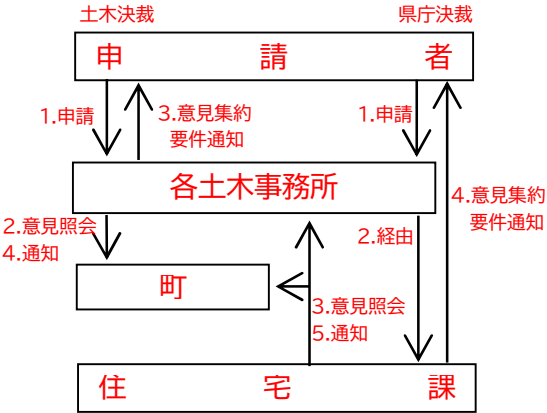
(123ページ)

※町が指示する場合は、その部数とする。
※申請者控えが必要な場合は、1部追加で添付するものとする。

新設

(122ページ)

図 8 - 1 開発計画の事前審査のフローチャート



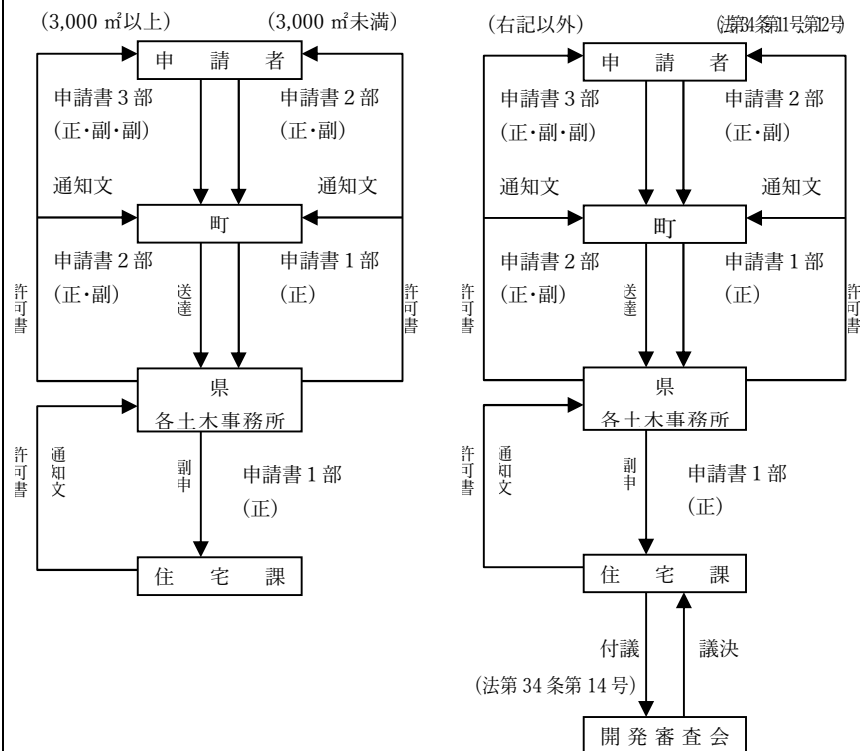
(123ページ)

※申請者控えが必要な場合は、1部追加で添付するものとする。

- ウ. 提出先
- ・東近江土木事務所 管理調整課（日野町・竜王町の案件）
 - ・湖東土木事務所 管理調整課（愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の案件）

(130ページ)

図 8 - 3 許可申請から許可までのフロー図

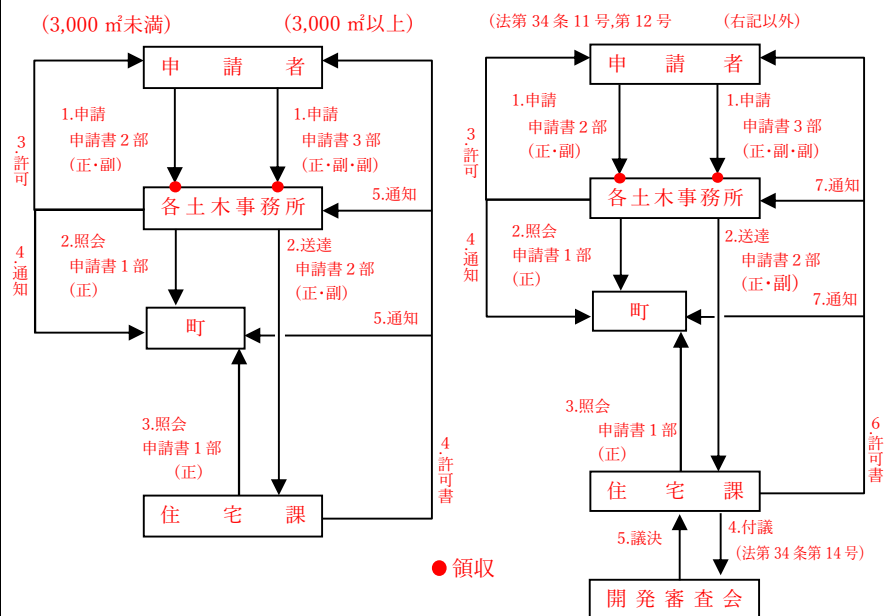


(2) 申請要領

ア. 提出先 : 当該町の関係課(係)
へ提出すること。

(130ページ)

図 8 - 3 許可申請から許可までのフロー図



(2) 申請要領

ア. 提出先 : 東近江土木事務所(日野町、竜王町)または湖東土木事務所(愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)へ提出。

(132 ページ)

8	申請者資力 信用調書	・ 県様式第 7 号	・ 自己居住用および自己業務用（1 ha 未満） の開発は不要 ・ 納税証明書：直前 2 年分の法人税、所得 税、県税(事業税、県民税)、市町村税(固 定資産税、市町村民税)の完納がわかる証 明書 ・ 法人の登記事項証明書（3 か月以内）（個 人の場合は、住民票記載事項証明書）、法人 は、直前事業年度の財務諸表、事業経歴書 を添付のこと。
---	---------------	------------	---

13	開発区域内 権利者一覧 表	・ 県様式第 9 号	・ 開発許可申請者名義の土地も記載のこと。 ・ 抵当権者等、その他の権利も記載のこと。
14	開発行為施 行同意書	・ 県様式第 9-1 号	・ 開発許可申請者名義の土地の場合は不要 ・ 上記の一覧表と同一順序であること。 ・ 同意者の印鑑証明書を添付のこと。 ・ 抵当権等その他の権利がある場合は、そ の権利者の同意書も添付のこと。

(132 ページ)

8	申請者資力 信用調書	・ 県様式第 7 号	・ 自己居住用および自己業務用（1 ha 未満） の開発は不要 ・ 納税証明書：直前 2 年分の法人税、所得 税、県税(事業税、県民税)、市町村税(固 定資産税、市町村民税)の完納がわかる証 明書 ・ 法人の登記事項証明書（3 か月以内）（個 人の場合は、住民票記載事項証明書）、法人 は、直前事業年度の財務諸表、事業経歴書 を添付のこと。 <u>・ 申請者等が暴力団等に該当しないことを 誓約する書類</u>
---	---------------	------------	---

13	開発区域内 権利者一覧 表	・ 県様式第 9-1 号	・ 開発許可申請者名義の土地も記載のこと。 ・ 抵当権者等、その他の権利も記載のこと。
14	開発行為施 行同意書	・ 県様式第 9 号	・ 開発許可申請者名義の土地の場合は不要 ・ 上記の一覧表と同一順序であること。 ・ 同意者の印鑑証明書を添付のこと。 ・ 抵当権等その他の権利がある場合は、そ の権利者の同意書も添付のこと。

(138 ページ)

7 その他の申請、届出等の提出部数等

当該町の受付へは
____、次の部数を提出すること。

(1)工事着手届出書 (県様式第 12 号) 3 部 (ただし県土木事務所の案件は 2 部)

法第 29 条の許可を受けた者は、工事に着手する 7 日前 に工事着手届出書を知事に提出すること。

(139 ページ)

※(1),(2),(4),(5)については、町あてに紙で提出するほか、電子メールによる届出も認める。

※ 電子メールの場合、住宅課案件については住宅課および土木事務所、土木事務所案件については土木事務所の各メールアドレスあて、送付してください。

(143 ページ)

7	申請地の登記事項証明書	○ 線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○ 抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付すること。 (取得時のローンの場合は不要)
---	-------------	---

(138 ページ)

7 その他の申請、届出等の提出部数等

東近江土木事務所(日野町、竜王町)または湖東土木事務所(愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)へ、次の部数を提出すること。

(1)工事着手届出書 (県様式第 12 号) 3 部 (ただし県土木事務所の案件は 2 部)

法第 29 条の許可を受けた者は、工事に着手する 前に工事着手届出書を知事に提出すること。

(139 ページ)

※(1),(2),(4),(5)については、 電子メールによる届出も認める。

※ 電子メールの場合、住宅課案件については住宅課および土木事務所、土木事務所案件については土木事務所の各メールアドレスあて、送付してください。

(143 ページ)

7	申請地の登記事項証明書	○ 線引き後に分合筆が行われている場合は、線引き時から現在までの経過が判る登記事項証明書を添付すること。 (必要がある場合、線引き時前後の航空写真を添付すること。) ○ 抵当に入っている場合は抵当権者の同意書を添付すること。 (取得時のローンの場合は不要) <u>○ 登記事項証明書は申請時点(3か月以内)のものとする。</u>
---	-------------	--

(153 ページ)

開発許可申請手数料 (令和元年 10 月 1 日改正) (大津市、草津市、彦根市、守山市、米原市、長浜市、近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、栗東市、野洲市、高島市への申請は、各市へ確認のこと。)

号	申 請 内 容			手 数 料		
1	法第29条第1項または第2項の開発行為の許可申請の審査	開発行為の許可申請手数料	開発区域の面積(ha)	自己の居住のための開発行為 [※]	自己の業務のための開発行為 [※]	非自己用のための開発行為
			0.1未満	8,200 円	13,000 円	82,000 円
			0.1以上 0.3 "	21,000 円	28,000 円	130,000 円
			0.3 " 0.6 "	41,000 円	62,000 円	190,000 円
			0.6 " 1.0 "	82,000 円	120,000 円	250,000 円
			1.0 " 3.0 "	130,000 円	190,000 円	370,000 円
			3.0 " 6.0 "	170,000 円	250,000 円	480,000 円
			6.0 " 10.0 "	210,000 円	330,000 円	630,000 円
			10.0 "	280,000 円	450,000 円	830,000 円
2	法第35条の2の開発行為の変更許可申請の審査	開発行為の変更許可申請手数料(変更許可申請1件につき、	(ア)開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く)について	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき(アに該当)	前号規定額× 1/10	

(153 ページ)

開発許可申請手数料 (令和 7 年 4 月 1 日改正) (大津市、草津市、彦根市、守山市、米原市、長浜市、近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、栗東市、野洲市、高島市への申請は、各市へ確認のこと。)

号	申 請 内 容			手 数 料		
1	法第29条第1項または第2項の開発行為の許可申請の審査	開発行為の許可申請手数料	開発区域の面積(ha)	自己の居住のための開発行為 [※]	自己の業務のための開発行為 [※]	非自己用のための開発行為
			0.1未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円
			0.1以上 0.3 "	21,000 円	29,000 円	130,000 円
			0.3 " 0.6 "	43,000 円	64,000 円	190,000 円
			0.6 " 1.0 "	86,000 円	120,000 円	260,000 円
			1.0 " 3.0 "	130,000 円	200,000 円	380,000 円
			3.0 " 6.0 "	170,000 円	260,000 円	500,000 円
			6.0 " 10.0 "	210,000 円	330,000 円	650,000 円
			10.0 "	290,000 円	470,000 円	860,000 円
2	法第35条の2の開発行為の変更許可申請の審査	開発行為の変更許可申請手数料(変更許可申請1件につき、	(ア)開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く)について	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき(アに該当)	前号規定額× 1/10	

		右に掲げる額を合算した額。ただし、その額が83万円をこえるときは、その手数料の額は、83万円)	は、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合には、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合には縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に1/10を乗じて得た金額 (イ)新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する金額	区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき(アに該当)	縮小後の面積に応ずる 前号規定額× 1/10
				設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき(イに該当)	増面積に応ずる前号規定額
				区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき(アおよびイに該当)	(変更前の区域面積Bに応じる前号規定額×1/10) +(増面積に応じる前号規定額)
		(ウ)その他	(ア)および(イ)以外の変更を行うこと		9,700 円
3	法第41条第2項ただし書きの許可申請の審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料			43,000 円

		右に掲げる額を合算した額。ただし、その額が86万円をこえるときは、その手数料の額は、86万円)	は、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合には、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合には縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に1/10を乗じて得た金額 (イ)新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する金額	区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき(アに該当)	縮小後の面積に応ずる 前号規定額× 1/10
				設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき(イに該当)	増面積に応ずる前号規定額
				区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき(アおよびイに該当)	(変更前の区域面積Bに応じる前号規定額×1/10) +(増面積に応じる前号規定額)
		(ウ)その他	(ア)および(イ)以外の変更を行うこと		10,000 円
3	法第41条第2項ただし書きの許可申請の審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料			45,000 円

(154 ページ)

号	申 請 内 容			手 数 料
4	法第42条第1項ただし書きの許可申請の審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		24,000 円
5	法第43条の建築等許可申請の審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)	
			0.1未満	<u>6,300</u> 円
			0.1以上 0.3 "	17,000 円
			0.3 " 0.6 "	<u>35,000</u> 円
			0.6 " 1.0 "	<u>63,000</u> 円
			1.0 "	<u>87,000</u> 円

(154 ページ)

号	申 請 内 容			手 数 料
4	法第42条第1項ただし書きの許可申請の審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		24,000 円
5	法第43条の建築等許可申請の審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)	
			0.1未満	<u>6,400</u> 円
			0.1以上 0.3 "	17,000 円
			0.3 " 0.6 "	<u>36,000</u> 円
			0.6 " 1.0 "	<u>64,000</u> 円
			1.0 "	<u>90,000</u> 円

6	法第45条の地位承継の承認申請の審査	地位承継の承認申請手数料	承認申請をする者の行おうとする開発行為 自己の居住のためのものおよび自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha未満のもの 自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha以上のもの	1,700 円 2,500 円 17,000 円
7	法第47条の登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	420 円
8	省令第60条の証明の審査	開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき	4,100 円

※ 手数料は変更になる場合があります。住宅課または県各土木事務所
で確認してください。

6	法第45条の地位承継の承認申請の審査	地位承継の承認申請手数料	承認申請をする者の行おうとする開発行為 自己の居住のためのものおよび自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha未満のもの 自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha以上のもの	1,700 円 2,600 円 17,000 円
7	法第47条の登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	430 円
8	省令第60条の証明の審査	開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき	4,300 円

※ 手数料は変更になる場合があります。住宅課または県各土木事務所
で確認してください。

優良宅地認定申請手数料（令和元年 10 月 1 日改正）

申 請 内 容		手 数 料
租 税 特 別 措 置 法 に 基 づ く 優 良 宅 地 の 認 定 申 請 の 審 査	造 成 宅 地 面 積 (ha)	
	0.1 以上 0.3 未 満	130,000 円
	0.3 " 0.6 "	190,000 円
	0.6 " 1.0 "	<u>250,000</u> 円
	1.0 " 3.0 "	<u>370,000</u> 円
	3.0 " 6.0 "	<u>480,000</u> 円
	6.0 " 10.0 "	<u>630,000</u> 円
	10.0 "	<u>830,000</u> 円

※ 手数料は変更になる場合があります。住宅課または県各土木事務所で確認してください。

(155ページ)

(3) 開発登録簿の写しの交付

登録簿の写し交付手数料は用紙 1 枚につき420円の規定であるから、調書 1 枚、図面 1 枚を必要とするときは 2 枚で840円となる。

例 5 例 1 および例 2 の場合で「その他」の変更が伴う場合

〈 (例 1 および例 2 の手数料) + 9,700 円 〉

優良宅地認定申請手数料（令和 7 年 4 月 1 日改正）

申 請 内 容		手 数 料
租 税 特 別 措 置 法 に 基 づ く 優 良 宅 地 の 認 定 申 請 の 審 査	造 成 宅 地 面 積 (ha)	
	0.1 以上 0.3 未 満	130,000 円
	0.3 " 0.6 "	190,000 円
	0.6 " 1.0 "	<u>260,000</u> 円
	1.0 " 3.0 "	<u>390,000</u> 円
	3.0 " 6.0 "	<u>500,000</u> 円
	6.0 " 10.0 "	<u>650,000</u> 円
	10.0 "	<u>860,000</u> 円

※ 手数料は変更になる場合があります。住宅課または県各土木事務所で確認してください。

(155ページ)

(3) 開発登録簿の写しの交付

登録簿の写し交付手数料は用紙 1 枚につき430円の規定であるから、調書 1 枚、図面 1 枚を必要とするときは 2 枚で860円となる。

例 5 例 1 および例 2 の場合で「その他」の変更が伴う場合

〈 (例 1 および例 2 の手数料) + 10,000 円 〉

(156ページ)

1. 処理期間は、受付機関（土木事務所および町）、処理機関（住宅課または土木事務所）、交付機関（土木事務所および町）の期間の合計日数を示す。

(156ページ)

1. 処理期間は、受付から許可証等の交付（または質疑事項の送付）
までの標準的な合計
日数を示す。